

令和5年7月13日

各消防団長 様

北九州市消防協会長 古賀 憲二

消防団施設等での喫煙ルール・マナーの徹底について（注意喚起）

消防団施設での喫煙については、消防協会長通知（令和3年10月14日付）に基づき注意喚起を行っているところです。

そのような中、施設周辺を含む公共の場での消防団員の喫煙に関する苦情が寄せられている状況です。

については、喫煙方法について改めて配慮するようお願いします。

記

- 1 喫煙は、屋外の灰皿を設置している所定の場所等で行うこと。
- 2 喫煙の際は、受動喫煙を生じさせないよう周囲に配慮すること。
- 3 自らが、消防団員であることの認識に立ち、いかなる場所（火災現場等を含む）であっても、ポイ捨ては慎む等喫煙ルール・マナーを遵守すること。

(写)

令和3年10月14日

各消防団長 様

北九州市消防協会長 古賀 憲二

消防団施設での喫煙について（注意喚起）

消防団施設での喫煙については、下記のとおり配慮するようお願いします。

記

- 1 喫煙の際は、受動喫煙を生じさせないよう周囲に配慮すること。
- 2 喫煙は、屋外の灰皿を設置している所定の場所等で行い、住民の目を意識し喫煙ルール・マナーを遵守すること。